



宮 崎 県 公 報

平成27年 5 月14日 (木曜日) 第 2691 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示		頁
○救急病院の認定	(医療業務課)	1
○生活保護法に基づく施術者の指定	(国保・援護課)	1
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定	(障がい福祉課)	1
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更	(")	1
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更	(")	1

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)	(自然環境課)	2
○民有林の保安林の指定	(")	2
○道路の区域の変更	(道路保全課)	2
○道路の供用の開始(3件)	(")	2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	3

公 告

○特定非営利活動法人の合併の認証の申請	(経・働・財課)	3
○地籍調査に関する事業計画の決定	(農村計画課)	3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(管理課)	4

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について		4
----------------------	--	---

告 示

宮崎県告示第 326号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 5 月 1 日から平成30年 4 月30日まで

宮崎県告示第 327号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤 正明 (佐藤はり・きゅう)	東臼杵郡美郷町西郷田代 353番地	平成26年 7 月 1 日
那須 啓一 (平原整骨院)	延岡市平原町 3 丁目14 63- 6	平成27年 4 月 1 日

宮崎県告示第 328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション光	都城市	訪問看護ステーション	平成27年 5 月 1 日

宮崎県告示第 329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	名 称		変 更 年 月 日
		変 更 前	変 更 後	
ニチイケアセンター西小路訪問看護ステーション	延岡市	ニチイケアセンター延岡訪問看護ステーション	ニチイケアセンター西小路訪問看護ステーション	平成27年 4 月 1 日

宮崎県告示第 330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出

出があった。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
ニチイケアセンター西小路訪問看護ステーション	延岡市	延岡市古城町4丁目140番地	延岡市西小路6番地6	平成27年4月1日

宮崎県告示第 331号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年 5 月14日から平成27年 7 月17日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 332号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中滝 3351-1、3351-2
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 333号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月14日から平成27年 5 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字浮田字仁田代1120番地先から同市同大字同字1131番1地先まで	旧	9.3 ~ 11.9	72.0
				新	12.0 ~ 13.5	

宮崎県告示第 334号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月14日から平成27年 5 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 269号	宮崎市田野町字馬渡甲6004番地先から同市同町同字甲6005番2地先まで	平成27年 5 月14日

宮崎県告示第 335号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月14日から平成27年 5 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町西郷田代字谷内4672番 1 地先から同郡同町西郷田代同字4657番 3 地先まで	平成27年 5 月14日

宮崎県告示第 336号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月14日から平成27年 5 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字浮田字仁田代1120番地先から同市同大字同字1131番 1 地先まで	平成27年 5 月14日

宮崎県告示第 337号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 27-1	八反貞男	小林市細野字町東 2219番 6	6.00	44.77	平成27 年 4 月 27日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第34条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の合併の認証の申請があった。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 27年 4 月 20日	特定非営利 活動法人こ すもすの里	河野 光男	宮崎県児湯郡木城町大字椎木4007番地 2	この法人は、痴呆性老人が安心して老後を過ごせる地域社会を実現するために、痴呆症状を和らげるグループホーム事業サービスを行い、もって福祉および保健の増進に寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成27年 5 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字瓜生野・大瀬町・加江田・赤江・田吉・本郷南方・郡司分・堤内・吉野・金崎、清武町木原
都城市	都城市吉之元町
延岡市	延岡市中の瀬町・白石町、北方町地域午、北川町川内名、北浦町三川内
日南市	日南市油津・中平野・岩崎・材木町・西町・瀬西・天福・乙姫町・園田・瀬貝・木山・大字平野・下方・宮浦・風田・酒谷・富士
小林市	小林市北西方・真方
日向市	日向市美々津町・東郷町山陰庚・東郷町八重原迫野内
串間市	串間市大字奈留・南方
西都市	西都市大字穂北
えびの市	えびの市大字上江・今西・池島・末永
三股町	北諸県郡三股町大字樺山・宮村
国富町	東諸県郡国富町大字八代南俣・深年
西米良村	児湯郡西米良村大字板谷
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字下福良

美郷町	東臼杵郡美郷町南郷区上渡川
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡
南那珂森林組合	串間市大字崎田・都井・市木

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成27年5月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 調査期間

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-25)第52号	(株)加賀城建設	落合 眞智子	宮崎県宮崎市大工3-285-1	特定	電気工事業	平成27年3月4日付けで廃業した旨の届	平成27年3月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3058号	(株)東建装	後藤 正樹	宮崎県宮崎市大字瓜生野2218	一般	土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成27年3月30日〃	平成27年3月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第5573号	(有)昭栄電業	甲斐 喜久子	宮崎県延岡市土々呂町3-4030	一般	電気通信工事業	平成27年3月30日〃	平成27年3月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第203号	竹内建設	竹内 豊	宮崎県延岡市恒富町2-6-2	一般	建築工事業、大工工事業	平成27年3月9日〃	平成27年3月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第1776号	後藤土木	後藤 康廣	宮崎県宮崎市大字恒久5035-23	一般	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成27年3月31日〃	平成27年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第2790号	(有)門口鉄筋工業	門口 春三	宮崎県宮崎市田野町乙13157-10	一般	鉄筋工事業	平成27年3月31日〃	平成27年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第4160号	(有)佐藤土木	佐藤 典志	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5972	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業	平成27年3月16日〃	平成27年3月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第6114号	(有)武田工務店	武田 俊次	宮崎県東諸県郡国富町大字木脇5295-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成27年3月30日〃	平成27年3月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第7363号	(有)太平建設	瀬之口 信吉	宮崎県都城市高崎町縄瀬3228-6	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業	平成27年3月31日〃	平成27年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第10927号	(有)井上設備	井上 忠利	宮崎県宮崎市大字小松765-2	一般	土木工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成27年3月11日〃	平成27年3月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13170号	ショウ電	松原 俊一	宮崎県宮崎市大字生目4695-113	一般	電気工事業	平成27年3月31日〃	平成27年3月31日(全廃業)

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年5月14日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成27年8月17日（月）から25日（火）まで（土曜日・日曜日及び8月21日を除く。）	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教

育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	平成27年7月6日（月）から7月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。
- (4) 提出書類等
 - ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
 - イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2 の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (イ) 2 の(2)に該当する者
検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 2 の(4)に該当する者
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 2 の(5)に該当する者
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--